

令和2年6月1日

一般財団法人 日本建築センター
評価部

BCJ 評価（工法等）をご利用される方へのお願い

BCJ 評価（工法等）は、BCJ 評価業務約款に基づき、評価取得者と当財団との契約により実施している業務であることから、評価取得者以外の第三者が、たとえ BCJ 評価と同様な構工法を実施したとしても、原則として、当該 BCJ 評価（工法等）の対象外となります。

BCJ 評価業務約款

(https://www.bcj.or.jp/upload/rating/bizunit/hyoutei/gyoumuyakkan_bcjhyoutei.pdf)

のうち、第 12 条の 2（評価取得者の責務）の部分を以下に抜粋します。

（評価取得者の責務）

第 12 条の 2 甲（申込者）のうち評価を取得した者（以下「評価取得者」という。）は、以下の各号に掲げる責務を負うものとする。また、評価取得者以外の第三者（建築確認検査に関する設計者、施工者、施主等を除く。以下同じ）に評価書を利用させてはならない。ただし、乙（当財団）が評価書において、評価取得者の責任により第三者に評価書を利用させることを認め、かつ評価取得者が評価取得者以外の第三者に以下の各号の全てを遵守させる場合は、この限りではない。

- (1) 評価された工法・部材・設備等に所定の品質を担保すること
- (2) クレーム処理等を適切に行うこと
- (3) 各種試験結果、設計法等を正しく理解し、適切に運用すること

従いまして、BCJ 評価（工法等）をご利用いただく際には、評価取得者以外の第三者が BCJ 評価取得工法等と称している場合には、評価書において企業名が特定されているか、企業名が特定されていないときは、評価取得者あるいは契約書等などをご確認頂くようお願いいたします。

以上